

京都市告示第146号

京都コンサートホール条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都コンサートホールを臨時開館します。

平成18年7月28日

京都市長 榎本 頼兼

臨時に開館する日 平成18年12月18日(月) 9:00~22:00 事務所

9:00~23:00 駐車場

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)